

平成26年度 第2回 芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	平成26年8月29日(金) 午前9時30分~11時40分
場 所	芦屋市 市役所北館2階 会議室3
委員出席者	細谷昌巳委員長、助野勇副委員長、松本忠彦委員、山本昭美委員、灘本康夫委員、宮本政秀委員、阪口忠之委員、天王寺谷充康委員、樋口勝紀委員、山村孝司委員、山村太良委員 11名出席
委員欠席者	朝比奈皓委員、馬場光平委員、極楽寺太一委員、天王寺谷昭博委員 4名欠席
市側出席者	岡本副市長
事務局	佐藤総務部長、用地管財課・朝生課長、市原係長
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 挨拶

(2) 協議事項

- ・打出芦屋財産区山車助成要綱及び細則について
- ・平成27年度打出芦屋財産区会計予算[案]について
- ・視察先への質疑について

(3) その他

- ・西宮土木への用地貸出しについて(報告)
- ・神戸治山事務所への用地貸出しについて(諮問)

2 審議内容

細谷委員長 ただ今から、芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。

皆さんおはようございます。今年は、雨が多く、台風11号の影響で芦屋にも少し被害が出てる事をお聞きしています。明日には県の防災訓練で職員の方も忙しいのではとまた、今日は協議事項が多い中で30分ほど早く皆様に集まつていただきました、今日も色々な審議がありますが、皆さん審議の程宜しくお願ひします。

ありがとうございました。

財産区管理者であります山中市長が、公務都合により欠席させて頂いておりますので副市長の岡本の方からご挨拶申し上げます。

あいさつを行う。

ありがとうございました。委員長、議事進行の方よろしくお願ひします。

本日は委員15名中11名の出席があり本委員会は成立しております。議事録署名委員は慣例によりまして、山本委員と灘本委員にお願いします。次に協議事項 1について打出芦屋財産区山車助成要綱及び細

則について事務局から説明願います。

事務局
朝生課長

前回の5月30日の委員会にて濱之町の山車に助成を行うに当たってこれから新興住宅地においても山車が出てきた時にも山車に係る助成金が支払えるように要綱の見直しが必要ではないかとの委員さんからのご意見を基に助成要綱の内容を一部変更しました、助成要綱では表現できない細かな内容を細則として別添のとおり「案」を作成しましたことについて皆様方にお諮りして、協議していただきたいと思います。

細谷委員長

説明が終わりました。かなり細かく細則で決められていることについて厳しいなあと思っています。打出では貰ったご祝儀については、山車小屋に名前と金額を貼り出しています。また、10月15日から1月15日ぐらいまで貼り出しています。皆さん、ご意見ありませんか。

天王寺谷(充)

要綱について、改正案4条で助成の額の支出先を明確に芦屋/打出/財産区とうたっているならば、第1条からもうたうべきと思うのですが、理由は、単に芦屋市とうたうのであれば、財産区の費用を支出するのではなく、芦屋市の予算から支出していただきたい。財産区の予算として出すのであれば財産区の名前を消す必要はなく現行のままで良いと思います。

朝生課長

よろしいですか、財産区という言葉を外したのは、三条/津地/財産区と2つの財産区がある中で、そもそも、限られた地区の財産区を除くと、当初の財産区の範囲は、今の旧防潮堤以北から芦屋奥山までの間の当時の村であったと思いますが、現在では、旧防潮堤以南に街が出来、当時の財産区の人々も防潮堤より南へ移住されていることから、5月30日の財産区管理委員会でも、仮に新興住宅地で山車ができた場合、財産区からの助成を出す必要があるのか、また、出しても良いのではとのご意見が出てまいりましたことから、防潮堤以南を入れるのであれば、芦屋/打出/財産区の言葉を外すことで、財産区の範囲を広げる意味で取ったものです。ただし、予算としては財産区の予算から支払うがために第4条で財産区の名前をあげさせていただきました。

天王寺谷(充)

内容はわかったが、財産上明確に芦屋市の予算と財産区の予算は区別され、議決されている。従って、財産区の予算から支出されるのであれば、財産区の文言を残していただきたい。

また、改正案1条で「地域の伝統文化を伝承」するという言葉を消していますが、昔の人はここを大事にして作った言葉だと思いますので、消す必要はないと思います。

天王寺谷さんの言う事はわかりますが、臨港線以南で新しい山車が出たら、芦屋市で見ますよという意味になると思うんだが

天王寺谷(充)

伝承という言葉を外すのであれば、市の予算で出してもらったらよいと思う。昔から、伝承するための予算やから、新しい文化として新しい

町がやってもらうことについては構わないが、古い昔の伝統を守っていくために出しているのであれば、消す必要がないと思います。

山車についても伝統を守っていってもらう必要があるし、また、新しい山車については、伝統を守った山車であり、資金調達の適正化が必要である、細則のところの新しい山車も伝統文化を守ってもらう必要があるし、それに対して支出する助成金であるので伝統文化という言葉は残す必要がある。

岡本副市長

この言葉を外したのは、地域伝統文化として伝承されるというのは、過去からそこに山車があつて、それを過去から未来へ続けるととう意味であり、ところが芦屋浜や南芦屋浜に新たに山車を作つてこれから地域の伝統文化を伝承して続けていくんだという物と意味が違うんですね、

天王寺谷さんが言われるよう4つの財産区が古くから持つてある山車を伝承していくのはその通りだと思いますが、新たに山車を作つて祭りの行事としてやっていくのは、伝統文化の伝承ではなく、これから的新しい事に繋がるからということでとつたものです。

これがある限り、新しい山車を買って運行する対象にはならなくなってしまうため、文言を削つたものです。

助野委員

副市長の言わることは少しおかしいと思います。財産区の範囲内とうたわれていたものを今回しないとなつたでしょ、埋め立て地で山車を造つたらという仮定で、伝統という言葉を外したと言われますが本来の意味からはずれてくるんではないですか。

岡本副市長

外れはしないですよ。

財産区というのは過去から色々と議論はあると思いますが、今は財産区という言葉をなくなっています。市域全体という考え方です。

助野委員

新しい発想はね、解釈を代えていませんか、芦屋打出財産区は今日來た人や潮芦屋の人にも権利があることはわかりますが、管理委員会は旧堤防以北の財産区と違いますか、浜まで持ち出すのはどういうことなのか。

岡本副市長

たまたま旧堤防の北に4台の山車があるとその維持管理を今まで、管理費として出しているんですよ。新しい山車が出来たときにそれは旧財産区ではなく、全く新しい山車が別の形で出てきたのだから、出さないとはならないのではないか。

天王寺谷（充）委員

文言どおりでは、地域の伝統文化の伝承と書いてある。
新しいのはやってこそ伝統であると思います。
やるならば、芦屋市の予算でやってもらわなあかん。

助野委員

何のために、おかしいではないか。

岡本副市長

財産を預かるから財産区としたんです。しかしながら、使途については市長から諮問して、委員のご意見を聞いて行う、委員がおっしゃるように芦屋浜や南芦屋浜に山車が出来ても財産区の金では出さないと、旧の財産区でしか出さないとなれば、それは議会でもとおらないと思います。財産区の予算を使って市の消防庁舎を建てたのも運用の方法です。

助野委員

補助金を出す際の山車に対する条件については、今までそういう風な話は全くなかった。

岡本副市長

今までは、そういう事が起こらなかったからであって、濱之町に新たに山車が出来たから・・・・。

助野委員

濱之町は旧の村ですよ、いきなりそんなことを持ち出すのはおかしいと僕は思います。財産区の委員として承服しがたいです。

岡本副市長

こういう考え方で「改正案」を出させて頂いたと言うことです。
芦屋浜も潮芦屋も芦屋市内ですよ。

助野委員

財産区とうたっていたものを、市内全域とすることはおかしいと思います。

岡本副市長

そういうことは市内全域としてもおかしくないと思いますが。
あくまでも財産区しかだめだと言うことは、時代的におかしいと思いますよ。

助野委員

将来的にはそのようになるかもしれません、いきなり持ってきて承認して欲しいともってこられても承服しがたい。

岡本副市長

そういう事態になったときには、その時考えたら良いと言うことですか。

助野委員

そういうことです。

阪口委員

4条については、芦屋市から出してもらうようにしたら良いのでは。

助野委員

元々、市の財布は一つですから。

岡本副市長

そうしたら、改正案ではなく現行で、芦屋浜、南芦屋浜にそういう事態が起こったときには、改めて協議すると言うことでよろしいですか。濱之町に新しい山車が出来ましたよね、それは地域伝統文化として伝承される山車の維持管理になるわけですか。

助野委員

濱町は元々山車を持っていて、戦災でなくなった物が復活しただけです。

岡本副市長 新しく購入してすることは、地域の文化として伝承される山車の維持管理にあたるんですか。

助野委員 濱町はあたります。精道はあたりませんで。

岡本副市長 そういう問題が起こってきますでしょ。

助野委員 あれは、消防団の連中が立ち上げた山車ですわ、濱の地の人は、地元の山車を復活させようとするのは、正論ですわ、今回、新年度の予算取りで5台にしたのは、我々は少なくとも、財産区の委員はこれに関してタッチしていない。予算を承認するかは後の問題として、計上しているでしょ、

事務局 朝生課長 これは、来年度の予算として、万が一増えた場合に助成金を出そうとした場合、現行4台分しか予算がないので計上しています。

助野委員 山車が新しく出来たとしても、ださへんとは言わない、むしろ大賛成ですから良いのですが、勝手に予算計上しても良いのですか。

岡本副市長 予算と言うものはそういうものではないです。「案」として出して、この委員会で承認されたらということで出しています。
前回の議論を踏まえて、前回は濱町に新しい山車が出来ることから、出してやるべきと言うご意見が出されていましたから計上したものです。

助野委員 そんな事誰も賛成しない。

山村委員 いえいえ、僕は出したってくれと賛成しましたよ。

岡本副市長 このようなご意見が出ていなかつたら、こんな「案」も予算も出していくなかつたですよ。
助野委員もあの時、出してやるべきだとおっしゃっていましたよ。

松本委員 出すには、ちゃんと条件を付けて出すべきだと言ったように思いますよ。

天王寺谷(充) 委員 細則の第2条の5項について、山車については「形状」「資金調達の透明性」しかも3年ぐらいは実績を見てもらいたいですわ、実績を見ながら出す方がええのと違いますか。

山村委員 もう物が出来てあるんですよ、今でもなんやかんやでお金が必要となつてきているのに、3年も待てますか。それは、打出のおごりの何ものでもないと思います。地の者として、出してやるべきだと思いますが。

事務局 朝生課長 前回の管理委員会で、今回の祭りで山車を見て、皆さんで評価してい

ただいてから出してあげては如何ですかというご意見でしたが、

天王寺谷（充） 前回も私は言いましたが、3年程度実績を見るべきだと、また、天王寺谷昭博さんも資金の流れが透明性がなければあかんと言うっていました。一人の人が大金を出すと言うのはあかんから、山車についての資金は透明性がないとあかんと言ったと思います。

山村委員 みんな申請してきているやないか、それがあかんのやつたら全部の山車について出すべきではない、村の人が山車を出すときに、ご祝儀を出しているやないか、

岡本副市長 天王寺谷さんの言われることの是非については、この委員会で論議してもらつたらよいが、

山村委員 打出は前回の祭りには参加していないにも関わらず助成金を受け取っているではないか。言うては悪いが、祭りにも参加せえへん地区の山車に助成する必要性があるのですか。

助野委員 この助成金については、伝統文化の伝承となっており、物の保存に対してもお金を出していると言うことですよ。

山村委員 濱から出てきた予算実績について、みんなで見て、良かつたら出すべきと思いますが。

助野委員 ある意味ではそういう委員会やからな。

阪口委員 前回の委員会では、濱之町が復帰することについては、皆が賛成したと思うんやが、

天王寺谷（充） 賛成した。

阪口委員 今回の助成金を出すにあたって、暫定的には補助金を出すけれども、活動によっては、打切りもあるし、返金の要求もありますよという一項を入れて、助成金を出したら良いのとちがいますか。

事務局 今年度の予算については、予備費で出すことは可能ですが、12月議会に補正として予算を計上して出すことも考えています。

岡本副市長 この細則も要綱も10月1日施行となっていますので、この委員会で出す出さないを議論していただいて出すとなれば出すことは可能です。

助野委員 このことについてはきっちりと聞いておかないといけませんが、それ以外に今度だす山車について、市としては情報をきっちりと把握されていますか、

事務局 今回、お手元に資料として出させて頂いています濱之町の役員名簿

朝生課長 「濱之町地車愛好会」として、会長を含む59名中6名については、地区外にお住まいですが、大半が地元の人で構成されています。

今回の山車については、大阪の長田から購入してくるにしても、長年地元で預金していたものや、会員が借金してお金を集めて出している事については、会長もそのお金の出所について出しても良いとまでいっています。

助野委員 従来、精道で曳いていたものが独立した過程があつて、濱と精道の中がしつくりいっていないと言うことについて知っているのか。

事務局 時下に会長さんよりお聞きしています。ひとつは、過去に積み立ててきたお金を分配するにも、精道が出し渋っている事や地割の範囲でももめている事を聞いています。

助野委員 昔から山車については喧嘩が付き物で、地割もしかり祝儀についても貰う、貰わないでもめてきている、もともと精道が気に入らんということで濱は作っているので、金の問題もあるし、地域についてももめていると聞いていますが、精道は湾岸線の下に山車を置いていて、湾岸線から曳いてこようと思ったら、濱のエリアを通る必要がある。濱を通すことは出来んという事を言われたと聞いています。

そんな中で、祭りに参加してもらったのは迷惑やなあと思います。

樋口委員 8月31日に祭りの協議会があるんですが、一緒に始めたのになかなか地域を回れなかったということもあり、精道の方ばかり廻って、濱の方までは来なかつたりということから、濱が独立したのです。

過去からごちゃごちゃしているのでは、問題で、今度の協議会では、精道と濱がちゃんとしないのであれば、祭り事態に参加してもらつたら困ると、すっきりした形で廻つていただけないと、必ず喧嘩になる。なので、協議会からは2つの地区に対して要望書として出しています。

午後の7時から役員会をする前に5時から精道と濱が話し合いをして事務局の大谷さんも入られて、そこそこの結果を得られないとい、7時からの役員会で話をしてくれと、助成金については、出すには出してやつて欲しい、また、用意もしているから、どんな状態になったら打ち切るのかまた、助成金の返還について明文化することが必要だと思います。

岡本副市長 精道については支払い手続きが済んで、支払われていますから、精道があかんとなれば返金してもらうことになるんですね。

助野委員 あかんということはない。

岡本副市長 そうしましたら、濱についても申請があれば出してやると言ふことですね。

助野委員 出すことについては問題ない。

阪口委員 エリアの線引きとかがきっちりとしていたら問題ないが、そこら辺りが決まっていなければ、いざこざが起こる原因となる。
精道が乗り込んだとか、過去にも数回いざこざがあった。

天王寺谷（充）委員 3年とは言わないが、実績を見て決めるべきと僕は思いますが。

岡本副市長 天王寺谷さんが言われるように、実績を見る事について他の委員さんは如何ですか。

助野委員 僕は、基本的に今年度、助成金をあげても構わないと思います。しかしながら、前提条件として、きっちりとエリアを守って曳いてもらうのであれば、問題が起こらないと思いますが、エリアを線引きする前からもめているから問題やと言っているのです。

岡本副市長 それは、まつり協議会の中で、ある程度両者の意向をお聞きになられるのですか。

樋口委員 こちらの意に沿った意見を聞くことは難しいと思います。
やはり実績を見てからでないとだめではないのか。

天王寺谷（充）委員 前回も様子を見てみたらと言うことで、言うっていましたし。

助野委員 山芦屋はね昭和48年に初めて曳いたんです。その頃はどこも喧嘩することは無かった。みんなが曳いていないから、過去からエリアを決めて、今の4台は喧嘩したことが無い。組織として成熟した組織となっているから、今新しい人が割り込んで来たら、絶対にトラブルが起きるので、トラブルを未然に処置してもらわないと困ることになる。
喧嘩でもされたら、残りの山車にも結構な被害が及ぶこととなる。

岡本副市長 今の助成要綱に新しい山車について旧の財産区で新しい山車を買った場合、どうこうという規定はありませんので、申請があれば、認めざるを得ないという要綱になっています。天王寺谷さんがおっしゃるように1年待てとかというのは、今の要綱には規定がありません。だから、濱町の方から申請があり、適正な物であればこちらとしては、出さざるを得ないと思っております。

助野委員 要綱には無いけれども、金を出す方としてはそのへんをきっちりと調べる必要がある。もめる種をほつといて、金だけ出すのは具合が悪い。

山村委員 僕が聞くところによると、範囲は決めたと聞いています。

阪口委員 認定の段階できっちりと決めたらどうですか。

細谷委員長 過去には、1基40万円程度補助金が経済課より出ていて、あしや祭りに出てきたら、認定せざるを得ない。

岡本副市長 今の要綱でいきますと申請が出てきている中で、委員さんのご意見をお伺いして、それを出すか出さないか協議することとなりますし、今の濱町の方から申請が出てきたら、それが適か否かは皆さんで協議してもらって、市長はそのご意見を伺って支出することとなっていますので、良ければ支出しますし、ダメだとなれば団体に通知することとなります。

助野委員 要綱はその通りや

岡本副市長 財産区の委員さんのご意見として、意見が出たからそれで良いのかと言うことです。

樋口委員 山車の若手を束ねていくのに、ひとつの意見として出せます。普通にやっていたら貰えるのに、もめごと等を起こしたら、絶対に貰われへんということにしておいたら。僕らの立場としては、ダメな時の事を明文化しておいて、出すときに明文化すれば問題ないと思います。

助野委員 こんどの新しい山車はね、財産区の委員会として、両者を呼んで、話し合いを付けてもらってするのか、市がそのあたりのトラブルを万が一起こった場合は、一切今後は助成金を出しませんということをするのか、はどめをつけとかな。

岡本副市長 委員会に諮って、解決することですね。市が独自で行うと、委員会を無視したことになりますから、それなりの基準は作る必要があると思います。

樋口委員 名簿を出してもらっていますが、地域に関係のない子らが「いてまえ」で行くんですよ。今回の場合は、精道との確執でくすぶっているのが心配の種です。

岡本副市長 走行のエリアとかは、いつ決められるのですか。

樋口委員 今度の協議会で決めます。決めたルートを後日警察や経済課にも出しに行きます。村境では、方向転換時に入りますよと言うことを申し合わせておかないともめごとの発端となる。

助野委員 濱と精道はもともと仲が悪い中で、分派したんだから・・・。今回はもめて分派したものであるからそのあたりはきっちりとしてもう必要がある。

事務局
佐藤総務部長 要綱の9条の返還のところに1号を加えて、第1条の目的として話題にあがった、地域伝統文化の振興とコミュニティーの健全な発展を図ることを目的として、助成しているのだから、これに反する行為があると管理委員会が認めたとき、この1号を加えれば、返金しろと言えますが。抑止力として出来ると思いますが。

松 本 委 員 通常は返すと言うことはないと思います。

樋 口 委 員 返すのか打ち切るのかどちらかですね。

岡 本 副 市 長 時間の関係もあるのでまとめさせて頂きます。
要綱は従来通りでよろしいですか。芦屋浜と南芦屋浜の問題については、事態が生じたときに改めて話し合うと言うこと。
今回の1件につきましては、基本的に申請があった段階で、出すのか出さないのか、についてですが、天王寺谷さんは1年待っても良いのではという意見と他の委員さんは出しても良いのではという意見について、結論をお願いします。

細 谷 委 員 出して来たら出したるべきだと思います。

松 本 委 員 向こうもあてにしとるやろうし

山 村 委 員 採決したらどうですか。

助 野 委 員 出すことについては、前回採決を取っていますので、出すことについては問題はない。
しかしながら、もめていることをちゃんとしてもらわなあかんと思います。

天王寺谷（充） 委 員 無条件に出すのではなくて、何か条件について審議してもらいたい。

岡 本 副 市 長 細則の第2条の(1)から(6)項までを条件として要るもの要らないものを審議してもらえますか。

助 野 委 員 山芦屋の会則には、引手については、広く市民としてますので、「地区内」と言う言葉は外してください。

岡 本 副 市 長 地区内を外して、「過半数以上の中の市民のメンバー」とさせていただきます。

助 野 委 員 それやったらしい。

岡 本 副 市 長 「過半数の市民」と言う事にしましょ。
次に、(1)については削除でよろしいですか。

樋 口 委 員 精道小学校の横に集まると言うことは、承認している事になる。
出てきたメンバーを見てだいたい濱の人が居れば確認してから助成すべきだと思います。

岡本副市長 管理委員会で協議して決めるので、(1)は削除することによろしいですね。

各委員さん いいです。

岡本副市長 (5)については如何なさいますか。

王寺谷(充) 委員 (5)の中で山車の形にはこだわりたいと思います。

岡本副市長 (2)で形については管理委員会が認める事となっているのでここで決めたら良いでしょ。

事務局 (5)は、削除しますがよろしいですか。

各委員さん 条件にならないので、良いです。

岡本副市長 (2)(3)(4)(6)で判断させて頂きます。
以上のように決めさせて頂きます。

細谷委員長 それでは、協議事項2として平成27年度財産区予算について事務局より説明願います。

事務局
朝生課長 一説明する。一

細谷委員長 説明が終わりました、何かご意見はありますか
無いようでしたら、「平成27年度打出芦屋財産区共有財産会計予算」については承認することとします。

次に、協議事項3「視察先への質問事項について」事務局より説明願います。

事務局
朝生課長 各委員さんからの質疑内容についてまとめたものを説明する。

細谷委員長 説明が終わりましたが、委員さんから何かご意見はありますか。
助野委員 事務局でまとめて頂いたもので先方へ出してください。

細谷委員長 では、事務局でまとめて頂いたものでお願いします。
そのほか事務局から何かありますか。

事務局 3点ほどあります。
朝生課長 1点目は、前回同様に朝8時30分にJR芦屋駅北側のペデストリアンデッキに集合してください。また、出来るだけキャンセルは無いように願います。

2点目は、委員長にはご報告をして承認していただいているが、皆様にはご報告としてご案内します。台風11号により、県道奥山精道線の数か所で地崩れが起きたため、財産区の土地に災害復旧として西宮土木が立ち入ることを許可しました。

3点目は、今回の豪雨により、荒地山付近の谷で土砂崩れが起きている関係から、六甲治山事務所より砂防堰堤を造ることについて許可を求めてきていますので、許可したいと思います。管理委員会として承認願います。

各委員さん 承認するとの声あり。

細谷委員長 それでは、承認することとします。

他に何かありますか。

ーなしー

それでは本日の予定は以上でございます。
今日は議題が多く朝の早いうちからとなりましたが委員さんにおきましてはご苦労様でした。

議事録署名の委員の方は、後日、事務局から議事録がまわってきましたら署名をお願いします。

今日はお疲れ様でした。

平成26年 8月 29日

(細 谷)委員長

細谷昌巳

(山本昭美)署名委員

山本昭美

(瀧本康夫)署名委員

瀧本康夫